

評価書（個票）

事務・事業名	食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するための、食鳥の生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査等の食鳥検査	担当課 (担当課長)	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課 (課長 道野英司)	
根拠法令等	食鳥処理の事業及び食鳥検査に関する法律（平成27年法律第70号）第21条第1項	類型	検査検定	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <p>食鳥検査制度については、食鳥肉の消費量の増加に伴い、公衆衛生上の観点から、国内及び輸入品における安全性確保は極めて重要な課題となってきたこと、FAO/WHO 勧告により、国内での検査制度が必要であること及び獣医師の監督下による公的機関による検査制度を確立することが勧告されたことから、検査制度導入時より、都道府県等又は指定検査機関の獣医師による検査を義務付けている。なお、輸入品については、輸出相手国に同等の検査を求めている。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>食鳥処理について、食品衛生上の危害を防止するために、食鳥処理の事業及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥処理法」という。）第15条に基づき、1羽毎に都道府県等による公的な食鳥検査が義務づけられている。この食鳥検査については、食鳥処理法第21条第1項の規定により、都道府県等が厚生労働省の指定する指定検査機関に全部又は一部を委任することができる。指定検査機関の指定に関しては、食鳥処理法において指定基準等が設けられている。</p>			
事務・事業の目的	食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること。			
関連する政策目標	-			
関連する業績指標	-			
指標の目標値等	-			
法人の指定等の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根拠	別紙のとおり。			
事務・事業の実績	<p>○実績（平成27年度）</p> <p>別添1のとおり。</p> <p>また、指定検査機関を含め全国の実績については別添2のとおり。 (手数料については自治体の条例で定めている。)</p>			

国からの補助金等	なし。
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報公開【事務・事業実施の透明性向上】 指定の基準、指定を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開した。 ● 今後の見直し予定【法人の指定主体の見直し】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号）に基づき、平成 29 年 4 月 1 日から、指定等の事務を、都道府県、保健所設置市及び特別区に移譲する。
事務・事業の必要性等・有効性	<p>○ 上記事務・事業の見直し状況（これまでの検証）を踏まえ、事務・事業の必要性等及び有効性を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務・事業の必要性 複数の府県等において、指定検査機関に食鳥検査を委任している。委任している府県等については、施行時から大きな増減はなく、現在 15 法人が指定されており、引き続き、都道府県等が食鳥検査を指定検査機関に委任する状況が見込まれる。 ● 事務・事業の妥当性 食鳥検査については地方自治法上の自治事務であるが、自ら食鳥検査を実施しない都道府県等については、指定検査機関に食鳥検査を委任することにより、所管内の食鳥処理場において食鳥処理することができる。なお、指定検査機関の検査手数料については、食鳥処理法第 42 条に基づき都道府県等において条例で定めている。 ● 事務・事業の有効性 食鳥肉の安全性を確保し、かつ、食鳥検査を実施しない都道府県等における食鳥検査を効果的に行う観点から、食鳥処理法に定める基準を満たし厚生労働大臣により指定を受けた指定検査機関に委任することによって、食鳥検査を実施しており、自治体の自治事務である食鳥検査の事業を効果的に補完している。
事務・事業の執行体制の妥当性	<p>○ 指定等を行う妥当性 食鳥検査については都道府県等の自治事務として規定されており、それを補完するものとして、指定検査機関への委任を可能としているものである。</p> <p>○ 事務・事業実施主体の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指定等の基準の妥当性 食鳥処理法では、事務・事業の概要でも記載のとおり、食鳥肉の安全確保のため、獣医師による公的検査を義務付けている。公務員獣医師の確保等の問題により、食鳥検査を実施しない都道府県等については、食鳥検査を委任することができることとされているが、当然ながら、その検査は、獣医師による公的検査と同等であることが必要であり、検査を実施する機関については、検査員は獣医師であること等の基準を満たし、厚生労働大臣による法人の指定を必要とする。 ● 実施主体としての指定等法人の適格性 現に指定している法人については、食鳥処理法第 28 条の規定に基づき、食鳥検査の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、また、食鳥処理法第 29 条に基づき、毎事業年度ごとに事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の

	開始前に厚生労働大臣の認可を受けるなど、法に基づき、適正な事務・事業の実施をしている。
評価結果の総括 (現状分析(事務・事業の評価)と今後の方向性)	● 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)に基づき、平成29年4月1日から、指定等の事務を、都道府県、保健所設置市、特別区に移譲する。
備考	

別紙

合計 15 法人

- ・ 一般社団法人 1 法人
- ・ 公益社団法人 8 法人
- ・ 公益財団法人 6 法人

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
一般社団法人（1 法人）			
一般社団法人岩手県 獣医師会	平成 4 年 3 月 5 日	019-651-0310	自治体の条例で定めている。
公益社団法人（8 法人）			
公益社団法人石川県 獣医師会	平成 4 年 3 月 18 日	076-257-1400	自治体の条例で定めている。
公益社団法人愛知県 獣医師会	平成 4 年 3 月 18 日	052-961-3435	自治体の条例で定めている。
公益社団法人京都府 獣医師会	平成 4 年 3 月 18 日	075-313-4728	自治体の条例で定めている。
公益社団法人京都保 健衛生協会	平成 4 年 3 月 5 日	075-662-1727	自治体の条例で定めている。
公益社団法人和歌山 県獣医師会	平成 4 年 3 月 18 日	073-436-4529	自治体の条例で定めている。
公益社団法人徳島県 獣医師会	平成 4 年 3 月 5 日	088-632-6607	自治体の条例で定めている。
公益社団法人青森県 獣医師会	平成 15 年 3 月 14 日	017-722-5989	自治体の条例で定めている。
公益社団法人福井県 獣医師会	平成 18 年 1 月 27 日	0776-28-1244	自治体の条例で定めている。
公益財団法人（6 法人）			
公益財団法人鳥取県 食鳥肉衛生協会	平成 4 年 3 月 18 日	0859-54-4133	自治体の条例で定めている。
公益財団法人岡山県 健康づくり財団	平成 4 年 3 月 18 日	086-246-6254	自治体の条例で定めている。
公益財団法人香川県 食鳥衛生検査センタ ー	平成 4 年 3 月 5 日	0877-46-9005	自治体の条例で定めている。
公益財団法人佐賀県 食鳥肉衛生協会	平成 4 年 3 月 18 日	0952-76-3212	自治体の条例で定めている。

公益財団法人長崎県 食鳥肉衛生協会	平成4年3月18 日	0957-21-1847	自治体の条例で定めている。
公益財団法人鹿児島 市獣医公衆衛生協会	平成4年3月18 日	099-264-1237	自治体の条例で定めている。

平成27年度検査実績

指定検査機関	依頼元	年間検査羽数 (羽)	1羽の検査 手数料(円)	事業収入
				合計(円)
公益社団法人 青森県獣医師会	青森県	54,594,480	3	163,783,440
一般社団法人 岩手県獣医師会	岩手県	99,350,453	3	298,051,359
	盛岡市	10,808,823	3	32,426,469
公益社団法人石川県獣医師会	石川県	269,895	5	1,349,475
公益社団法人愛知県獣医師会	愛知県	4,564,343	3	13,693,029
	豊橋市	6,737,708	3	20,213,124
	岡崎市	3,429,055	3	10,287,165
公益社団法人福井県獣医師会	福井県	699,914	5	3,499,570
公益社団法人京都府獣医師会	京都府	3,922,966	3	23,912,055
公益社団法人京都保健衛生協会	京都市	611,974	3	1,835,922
公益社団法人和歌山県獣医師会	和歌山県	1,170,484	5	5,852,420
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	鳥取県	17,439,059	3~4	58,317,160
公益財団法人岡山県健康づくり財団	岡山県	15,722,266	3~4	49,933,874
公益社団法人徳島県獣医師会	徳島県	23,676,665	3~4	76,771,336
公益財団法人香川県食鳥衛生検査センター	香川県	3,694,135	3~4	11,993,547
	高松市	708,191	3~4	2,317,705
公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協	佐賀県	23,376,027	3~4	72,398,173
	福岡県久留米市	2,114,877	4	8,459,508
公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協	長崎県	14,833,054	3~4	48,785,327
公益財団法人鹿児島市獣医公衆衛生協会	鹿児島市	9,798,772	3~4	32,982,553
合 計		297,523,141		936,863,211

第7の1 食鳥検査羽数

平成26年度

自治体	総計	ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥	食鳥処理場数
全国	750,118,012	671,902,214	77,812,176	403,618	4	148
北海道	38,420,769	35,166,826	3,253,893	50	0	8
青森県	52,171,525	46,619,424	5,552,101	0	0	6
岩手県	109,692,253	109,288,685	0	403,568	0	13
宮城県	6,603,121	6,603,121	0	0	0	1
秋田県	259,329	259,329	0	0	0	1
山形県	0	0	0	0	0	0
福島県	5,529,862	5,526,354	3,508	0	0	2
茨城県	22,959,344	2,799,365	20,159,979	0	0	5
栃木県	0	0	0	0	0	0
群馬県	12,563,237	7,529,017	5,034,220	0	0	4
埼玉県	753,463	699,544	53,919	0	0	2
千葉県	11,640,013	11,328,232	311,781	0	0	4
東京都	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0
新潟県	8,358,592	5,289,834	3,068,758	0	0	2
富山県	0	0	0	0	0	0
石川県	271,897	271,897	0	0	0	1
福井県	747,147	0	747,147	0	0	0
山梨県	5,416,703	5,415,951	752	0	0	2
長野県	0	0	0	0	0	1
岐阜県	4,602,177	3,610,512	991,665	0	0	4
静岡県	8,407,329	6,241,494	2,165,831	0	4	4
愛知県	15,455,445	6,830,381	8,625,064	0	0	6
三重県	1,415,786	1,415,786	0	0	0	2
滋賀県	0	0	0	0	0	0
京都府	4,559,096	4,540,475	18,621	0	0	3
大阪府	2,135,361	1,143,795	991,566	0	0	3
兵庫県	14,923,713	10,981,062	3,942,651	0	0	6
奈良県	0	0	0	0	0	0
和歌山県	1,485,758	1,396,991	88,767	0	0	1
鳥取県	17,301,269	17,279,413	21,856	0	0	3
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	15,319,382	12,430,314	2,889,068	0	0	5
広島県	3,571,686	3,571,686	0	0	0	2
山口県	7,208,878	7,208,878	0	0	0	2
徳島県	23,517,705	23,026,874	490,831	0	0	5
香川県	5,210,788	5,210,788	0	0	0	2
愛媛県	4,631,525	4,620,419	11,106	0	0	2
高知県	1,808,205	1,734,748	73,457	0	0	1
福岡県	5,991,114	1,251,922	4,739,192	0	0	5
佐賀県	22,234,437	20,343,014	1,891,423	0	0	5
長崎県	14,759,036	14,759,036	0	0	0	4
熊本県	17,263,358	17,253,040	10,318	0	0	4
大分県	758,143	752,517	5,626	0	0	0
宮崎県	131,052,336	131,052,336	0	0	0	10
鹿児島県	147,146,083	135,001,844	12,144,239	0	0	14
沖縄県	3,972,147	3,447,310	524,837	0	0	3